

※ 新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、中止・変更になる場合があります。また、催しなどに参加の際はマスクを着用し、発熱などがある場合は参加をお控えください。

表1 ※ 宿泊事業者には別途要件有り。市ホームページをご覧ください。

支給対象要件
①岸和田市内に主たる事業所を持つ以下の事業者 法人：岸和田市内に本店を有していること 個人事業主：岸和田市内に主たる事業所を有していること
②令和2年2月18日以降に、次のいずれかの制度融資から借入れを行った事業者 ・本市の認定を受けた後、セーフティネット保証4号、5号もしくは危機関連保証融資を借入れた事業者 ・大阪府新型コロナウイルス感染症対応緊急貸付、または株式会社日本政策金融公庫及び株式会社商工組合中央金庫から新型コロナウイルス感染症の影響による融資を借入れた事業者
③市税を滞納していないこと

表2 ※ 株式会社商工組合中央金庫については、市ホームページをご覧ください。

借入れ制度融資	提出書類
・セーフティネット保証4号、5号もしくは危機関連保証融資 ・大阪府新型コロナウイルス感染症対応緊急貸付	①岸和田市中小企業者等事業継続応援金交付申請書兼請求書（市ホームページからダウンロード可） ②信用保証決定のお知らせの写し ③金銭消費貸借契約書またはお支払額明細書の写し ④振込口座通帳の写し ⑤岸和田市内で事業を行っていることを確認できる書類（直近の確定申告書、各種営業許可証、事務所などの賃貸借契約書など）の写し ※ ⑤については、セーフティネット保証4号、5号及び危機関連保証融資は提出不要。
・株式会社日本政策金融公庫の新型コロナウイルス感染症の影響による融資	上記①④⑤とお支払額明細書の写し

本市独自事業

岸 和田市中小企業者等 事業継続応援金

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、売上げが減少し、深刻な被害を受けながらも、府制度融資などを活用し、事業継続に取り組む市内の中小企業・個人事業主に、家賃などの固定費や運転資金など事業の継続に幅広く活用いただくため、事業継続応援金を支給します。

※ 中小企業者とは中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する会社及び個人。支給対象 左表1の①～③を全て満たす事業者

支給金額 1事業者につき20万円（1事業者につき1年度限り）

申請・問合せ 9月10日（木）～11月30日（月）（消印有効）に郵送で左表2の提出書類一式を同封し、特定記録郵便やレターパックライトなど市役所への書類到着が確認できる方法で、産業政策課「事業継続応援金担当」（〒596-8510 ☎423・9520）へ

※ 必ず郵送で申請してください。追加資料の提出を求められることがあります。

※ 追加資料の提出を求められることがあります。

本市独自事業 市内事業者をポイント付与で応援

がんばる岸和田!! 応援キャンペーン

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、落ち込んでいく地域経済への支援として、対象キャッシュレス決済で支払った人を対象に、一定率のポイントを付与（上限有り）する「がんばる岸和田!! 応援キャンペーン」を実施します。内容については下表のキャンペーン詳細及び市ホームページをご覧ください。

サポート会場を開設

マイナポイントの予約・申し込みや対象キャッシュレス決済サービスのアプリ使用方法などを支援する、市民向けサポート会場を開設します。また、市内のSoftbankショップ、auショップでもアプリの使用方法やスマートフォン操作を支援します（要予約）。

日時 9月11日（金）～来年3月31日（水）午前9時～午後5時（土・日曜日、祝日を除く）
場所 市職員会館（岸城町）
※ 場所が変更になる可能性があります。
※ 現在、市役所新館1階にあるマイナポイント予約支援窓口も市職員会館に移設します。
問合せ 市民・事業者向け消費喚起事業コールセンター（☎050・5490・7420）
（9月11日（金）以降の土・日曜日、祝日を除く午前9時～午後5時）

キャンペーン詳細（対象店舗は市ホームページをご覧ください。）

	第1弾	第2弾
対象及びポイント付与条件	市内の対象店舗で対象キャッシュレス決済サービスを利用すること	マイナンバーカードを取得し、マイナポイント予約・申し込みの際に選択した対象キャッシュレス決済サービスを市内の対象店舗で利用すること
対象キャッシュレス決済サービス	PayPay（10月） au PAY（11月）	PayPay、au PAY（追加になる可能性があります）
期間	PayPay…10月1日（木）～31日（土） au PAY…11月1日（日）～30日（月）	12月1日（火）～来年2月28日（日）
付与率	利用金額の30%	利用金額の25%
付与上限	期間中の各月1万円分（1回2,000円分）	期間中5,000円分
注意点など	10月と11月で対象キャッシュレス決済サービスが異なります。マイナンバーカードの取得や市役所での手続きは不要です。	対象キャッシュレス決済サービス以外を選択した場合、当キャンペーンのポイント付与はありません。
【利用者向け問い合わせ先】	各キャッシュレス決済サービスの利用方法などお問い合わせください。 ・PayPay カスタマーサポート窓口 ☎0120-990-634 ・KDDI/au お客様センター（au PAY） ☎0120-977-033	

事業者向け説明会

「がんばる岸和田!! 応援キャンペーン」の対象キャッシュレス決済サービス（PayPay、au PAY）の導入を検討中の事業者を対象とした説明会を実施し、店舗などへの導入に関する受け付けも行います（導入申し込みに必要な書類は市ホームページをご覧ください）。申し込み多数でご参加いただけない場合は、キャッシュレス決済サービス事業者の訪問による説明をご案内します。

キャンペーンの対象店舗となるためには、対象キャッシュレス決済サービスの導入が必要です。本市への参加申し込み手続きや費用負担はありません。

日時 ①9月10日（木）午前10時～正午 ②9月10日（木）午後2時～4時
③9月16日（水）午前10時～正午 ④9月16日（水）午後2時～4時
⑤9月17日（木）午前10時～正午 ⑥9月17日（木）午後2時～4時

場所 ①②は市職員会館（岸城町）③～⑥は岸和田商工会議所（別所町3丁目）

定員 各40人程度（申込先着順）

申込・問合せ 開催日前日までに電子メールまたはファクス（事業者名、希望日時〈①～⑥〉、参加人数、電話番号を記入）で産業政策課企業経営支援担当（☎423-9485 ㊚423-6925 ㊚sangyo@city.kishiwada.osaka.jp）へ

【事業者向け問い合わせ先】

各キャッシュレス決済サービス事業者より、導入までのサポートを受けることができます。費用や手続きに関するご質問などお問い合わせください。

・PayPay は市ホームページの「PayPay お問い合わせフォーム」をご利用ください。
・au PAY 加盟店お申込窓口 ☎0120-977-352

相続・遺言のことは **相続遺言相談窓口** へ

相続でお悩みなら **相続手続き全般 / 遺言・贈与 お任せください!** 相続放棄 / 家族信託

— 安心してお越しください。 —

無料来所相談 受付中!

◆感染症対策実施中◆
・マスク着用 ・アルコール消毒
・パネル設置 ・換気

☎0120-079-077

大阪・岸和田 相続遺言相談窓口

電話受付（平日）9時～19時・土日祝も対応可能
運営：司法書士法人 C-first（シーファースト）

広告問合せ
（株）成宣社 ☎06-6222-6888

（株）I-M総合企画 ☎072-275-5449
（株）朝日オリコミ大阪 ☎06-6226-1314

第三のビール、値上がりします。
9月中のまとめ買いが超お得!!

金麦 本麒麟 のどこ生 クリアアサヒ 麦とホップ

10/1 酒税増税 スタート!!

同時に **たばこ税も増税!**

小松里店 ☎440-1888
岸和田市小松里町 2185

野田店 ☎433-8088
岸和田市野田町 2-3-9

岸和田神須屋店 ☎420-1788
岸和田市神須屋町 411

クレジットカード[VISA・マスターカード]がご利用頂けます。

広告